

鹿屋市国民健康保険税の減免に関する規則及び鹿屋市国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(鹿屋市国民健康保険税の減免に関する規則の一部改正)

第1条 鹿屋市国民健康保険税の減免に関する規則（平成18年鹿屋市規則第125号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「第9号」を「第10号」に改め、同項第2号中「なる災害」の次に「のうち、市長が指定する災害」を加え、同号の表2備考2中「国民健康保険法施行令」を「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）」に改め、同項第3号中「20歳未満」を「18歳未満」に改め、同項第6号中「前年の合計所得金額」を「当該年の合計所得金額の見積額」に改め、同条第2項第3号ただし書中「（昭和33年政令第362号）」を削る。

(鹿屋市国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 鹿屋市国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則（令和3年鹿屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

附則中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 第2条第2号に規定する市長が指定する災害は、令和2年7月豪雨とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置等)

2 改正後の鹿屋市国民健康保険税の減免に関する規則の規定は、令和4年度以後に申請があった国民健康保険税の減免について適用し、令和3年度までに申請があった国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

3 第2条第5号に規定する特別感染症は、新型コロナウイルス感染症とする。

4 第2条第5号に規定する市長が指定する期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間とする。

5 第2条第5号に規定する当該保険税額及びイの場合における保険税額は、令和4年度分の保険税とする。